

時事問題

國際間の差別的待遇廢止問題

戸田 海市

一 差別的待遇否認の根據

今次の世界戦争に由り諸國民の共同生活を一新すへき機會が到達した。平和會議に於ては是非とも先づ此共同生活を律する公正の新原則を確立せねばならぬ。其新原則とは再三本誌に論じたる如く、各國民互に平等の生存權を認めて之を尊重し、各國民をして其特有の能力を自由に發展して人類全體の進歩に最大の貢獻を爲さしむることである。國際聯盟は此新原則を擁護執行する機關として初めて意義を生ずる、若しも在來の不完全なる共同生活關係を土臺として其上に強て國際聯盟を築かんとすれば、其聯盟は少數の強大國か他の弱小國を利用するの道具に墮落し易く又無論此の如き聯盟は世界の多數國民の不遑反抗を生じ易きのみならず、本來聯盟が公正なる原則より出發したものでなくては、實際に聯盟を左右するの勢力を有する少數強大國相互の間に於て醜惡なる競争が起つて世界の平和は再び攪亂せられ、之が爲め人類全體の運命が少數強大國の爲めに翻弄せらるゝを免れない。

各國民が互に平等の生存權を認めて之を尊重し、二三強大國の爲めに人類全體の福利を犠牲に供することを許さないと云ふ國際的民衆化の原則を確立することに對し、反動的復古的思想を有する者は往々之を一の空想の如く見做すの傾があるが、此國際的民衆化たるや人類の歴史あつて以來徐々に實現せられつゝある所であり、特に文化の進歩に伴ふて起る所の各國内の民衆化か其根柢を爲して居り、一面に各國の内部に於て強烈に要求せらるゝ民衆化を進行せしめんとすれば是非とも國際間の民衆化を要することは本誌前號に論じた如くてあるから、若し各國民か此際眞に覺醒するならば、今次の平和會議に於て此原則を確立することは決して困難でない。而して此新原則を行ふには武力的及經濟的の帝國主義を打破するの必要あることは屢論した如くてあるが更に各國民か互に平等の生存權を認むることゝなれば、其當然の結果として各國民は凡ての他の國民に對し一視同仁的なる公平の待遇を與へねはならぬ。今日まで種々の不公平なる待遇の行はれ來つたことは、帝國主義の行はれた當然の結果であるから、平和會議に於ては從來の不合理なる差別的待遇を除去することに努力せねはならぬ。

二 政治經濟上よりする差別的待遇

國際間の差別的待遇は大別して三種となる。第一は政治經濟上の利害關係より親疎の別を設くることであり、第二は種族の異同に由り待遇に厚薄を附することであり、第三は先進國か後進國に對して平等の交際を拒むことである。以前には第二と第三との區別なく、有色人國即ち後進國

として差別的待遇を附せられたのであるが、輒近國際的民衆化の最も顯著なる一例として有色人國の中に我國が勃興し、従來白人諸國民の間に限られたる世界共同生活に入るに及び初めて此區別が生じたのである。

第一の差別的待遇には通商條約より起るものと、同盟條約より起るものとの二種がある。先づ通商條約上の差別的待遇に付て見るに各國か自由貿易を採用すれば差別的待遇なるものは發生の餘地かない。勿論此場合に於ても事實上密接の關係を有する國の間に於ては、經濟交通が頻繁に行はれて特別に深厚なる相互扶助を爲すこととなるは、恰も無條件最惠國主義の下に保護貿易の行はるゝ現時に於ても、所謂學理的關稅分類法を採つて特定の國との間に特別に密接の關係を定むると異らぬ。併し此の如き密接關係は故らに他を排斥することに由て生ずるものと認むるを得ないから他國より之を差別的待遇として反對するを得ざるは勿論である。通商條約上の主義に由り故らに親疎の關係を定むると云へば、即ち舊時諸國に行はれたる相互主義の如く、又幾分之を緩和したる今日の南北米諸國の條件付最惠國主義の如きものであつて、眞に國際の平和を確立せんとする今後の世界に此主義の不當なることは豫て論述した如くである。平和會議に於ては必らず各國か無條件最惠國主義を採用することゝせねばならぬ。無差別的待遇を徹底する爲めに今日直ちに各國に對して自由貿易を強ゆることは必しも人類全體の利益を増進する所以でなく、往々先進國をして後進國の經濟の自由の發展を妨げしむることとなるから、適度の保護貿易を行ふことは之を各國の自由とせねばならぬ。併し戦前の各國は帝國主義を採つて徒らに排外保護に熱中した

から、今後は成るべく各國の保護を穩和なる合理的のものとならしめねばならぬ。而して無條件最惠國主義は保護貿易を行ふに對し重大の不便を與ふるものであるだけに、各國の保護主義を抑制して極端に走ることを防ぐの效果あることは争はれない。相互主義は露骨なる排外的侵略的競争の行はれた重商主義時代の産物であつて、若しも國際交通が頻繁に全世界に及んだ今日諸大國か之を行ふことゝなれば世界經濟の秩序は混亂に陥らざるを得ない。

次に同盟條約に付て見るに、各國が帝國主義を抛つて眞に平和の交通を爲すへき今後の世界に於て政治上の同盟の不必要なることは多言を要しない。又國際聯盟を成立すれば更に二三の國の間に特別な政治的同盟の成立を許す餘地はない。只茲に問題となるは經濟上の同盟即ち關稅同盟である。理論上より云へば政治上俄かに合體して一國となり得ざる國々か、少くとも經濟上には合體して生活せんか爲めに關稅同盟を結はんとする場合に、他國より之に對して異議を唱ふるを得ない。只た實際問題としては戰前に主張せられた種々の關稅同盟、特に日支關稅同盟の如きは何れも一の強國か其隣國との通商上に獨占的利益を占め、結局は政治上にも之を併合せんとする帝國主義より起つたものであつて、今後は勿論此の如き關稅同盟を認むるを得ない。目下混亂解體に陥れる獨逸及バルカン方面に於て如何なる分合か行はれるかは不明であるが、今次の平和會議に於ては二三の強國か自由に國境線を畫いて帝國主義を行ふことは許るされない。所謂民族自決主義に由り各地住民の意思を本として新國家を組織すへきてあり、従つて文化上治政經濟上の利害關係の異同に内り自然的なる分合か行はるへき筈であるから、後日に至つて更に其間に關稅

同盟の必要を見るか如き場合を生ずることもあるまい。特定の國々か新たに關稅同盟を造る場合には之と關係の近き他の國か不利の地位に陥ることゝなつて平和擾亂の原因となり易いから目下混亂に陥れる歐洲大陸の國家の分合は成るべく自然的に行はれねばならぬが、一面に經濟同盟の必要を見る所以は各國が高率の關稅を設けて互に自由交通を妨ぐる爲めてある。故に假令へ自由貿易を一般に強行することは不當なりとしても、今後は成るべく保護貿易を緩和するの必要がある。

我國と臺灣及朝鮮との間は關稅制度の如何を問はず、經濟關係か密接となつて一の經濟單位を爲しつゝあることは、尙ほ内地と北海道との關係の如くてある。然るに母國と植民地との間の經濟關係か此の如く一經濟單位を爲す程に密接でない場合に、之を人爲的に密接ならしむる爲め其間に特惠關稅制度を設くることは、現に英國と其自治植民地との間に行はるゝ所であつて、英國の帝國主義者は自治植民地ならざる印度にも此制度を實行し、且つ從來の特惠稅は植民地のみ片務的に實行しつゝあるが、今後は母國も自由貿易を抛て保護主義に轉し、植民地に特惠を與ふることに由り之を双務的の制度と爲さんとしつゝある。元來此特惠稅制度か可能となり又必要となるは、第一に自治植民地か非常の排外保護策を採る爲めてあり、又諸外國の多くも保護主義に熱中する爲めてある。更に英國に於て一時衰へた双務的特惠稅論か再び有力となつたのは、戰爭に由り自給自足思想か強まつた爲めてある。此自給自足策なるものは軍備擴張策と同じく平和の確立せざるか爲めに必要となるものである。故に今後英米を初めて各國か眞に平和を確立するの意思を

有し、従つて又各國か成るべく排外保護の程度を緩和するの意思を有する上は、新たに自給自足策を提出することは時代錯誤である。若し英國か特惠税制度を主張し、是れ自國の内部關係を處理するものにして他國の容喙を許さずと云ふならば、吾人は英國か眞に平和確立の意思を有せざるものと認めねばならぬ。佛國か本國と隔絶して經濟的關係の甚た薄き印度支那を強て本國の關稅區域に編入するか如き制度を採つて、之と經濟關係の厚き他國を排斥し、特に我國を他の歐洲諸國よりも一層薄遇するか如きは、是れ其植民地統治か全然帝國主義的であつて、土人の經濟上の利益と發展とを重んずると云ふ公正の目的を有たないことか明白である。今後は少くとも我國の佛領印度支那に對する關係を歐洲諸國と同一の基礎の上に置かねばならぬ。又一體に先進國か本國と遠隔の植民地を其關稅區域に組入れ又は特惠税に由り本國と特別の關係を作り、法制上本國と一體を爲すか如き方法を採り乍ら、其本國か外國と通商條約を結ぶに方つては植民地を條約適用の外に置き、即ち此場合に限つて其植民地を自國の領土にあらざるか如く取扱はんとすることは甚た無責任と云ふべきである。尙ほ今日米國か本國と隔離せるフィリッピンとの間の航運を以て沿岸貿易なりとして、他國の航運の自由を制限し、露國か其黑海沿岸と西北利亞沿岸との間の航運をも同様に他國に對して制限し、英國に於ける一部の論者か其世界的植民地全體に付て沿岸貿易の原則を適用すべしと論するか如きは甚しく帝國主義的のものであつて、目下一般に主張せられつゝある海洋自由の思想とも一致するを得なく。

三 人種上の差別的待遇

人種的觀念より國際間に差別的待遇を設くるの例は移住の餘地を多大に有する新開の白人諸國か白人移民を迎ふるに寛大なるに反し、有色人移民を排斥する制度を以て其代表的のものとする。各國民か獨立自主の團體生活を營むの權利を有する上は、全然之に門戸開放を強制して如何なる移民をも收容すへしと主張することは出来ない。現に我國の如きも外人か内地に於て勞働に従事することに付ては制限を設けて居る。此制限の内容は條約及慣行上舊時の居留地以外に居住するの權利を有せざる外人か内地に入つて勞働する場合には地方官廳の許可を要すと云ふのであつて實際の結果を見れば片務的通商條約の爲め内地居住の權利を有せざる支那勞働者に適用せらるゝ場合か起るのであり。又併合以來の朝鮮勞働者に對しても矢張り同様の制限を實行しつゝある。併し此制限は固より種族的觀念より來つたものでなく、只さへ人口の過剰に苦しむ所の我國に於て外人勞働者の來住か社會的弊害を甚しからしむることを防ぐか爲めてある。我國の如く人口稠密に苦しむ國に於て如上の制限を設くることか、自國に過剰富源を獨占して外人に之を閉鎖する所の經濟的帝國主義の實行でないことは多言を要しない。

年々多數の白人移民を收容しつゝある米國其他新開の白人諸國に於て異人種を排斥することに付ては人種的觀念の外に社會政策上の理由か主張せられて居る。即ち生活程度の高き此等の新開國に於ける白人勞働者階級は若しも生活程度の低き異人種勞働者を自由に來住せしめて之と競争

せざるを得ざるに於ては、其社會的改善の努力が甚しく障礙を蒙むる。是れ獨り白人社會の爲めに不利なるのみならず、人類全體の進歩の上より見ても不當であると云ふのである。併し乍ら白人は世界の貴族的人種として有色人に對し平等の生存を否認するの權利を有たない。世界の天然資源は獨り白人の爲めに造られたものでなく、人類全體の爲めに存するものである。特に今日白人か廣大なる未開富源を領有して居るのは、其實先住土民を驅逐絶滅して之を占領した爲めてある。一面に今日有色人種の多くは天然資源の乏しき爲めに、生活難に陥り、中には彼等の有する資源か白人の爲めに獨占せられた結果として、益其生活難の甚しくなつて居る場合もある。此等の有色人か新開の白人國に移住するは即ち彼等の社會的地位の向上の爲めてある。彼等の社會的地位を向上することか人類全體の爲めに重要なことは、敢て白人労働者の場合と異なる所のないことは、恰も一國內に於ける下層民の向上か其國の貴族富者の向上に比して無價値なりと云ふを得ざると同様である。此等新開の白人諸國に於ける白人労働者の地位の高き重要原因か天然資源の豊富なることである上は、有色人に對して公平に其利用を許るすことに由り幾分白人の地位に不利を生ずるも已むを得ないのである。況んや有色人か移住するも之か爲めに社會的弊害を生ずることを防ぐの方法は幾らもある。之を防く爲めに今日直ちに社會主義を斷行するを得ないとしても、労働時間の制限や最低労働の制限を今少し有效に行ふたならば充分に之を防止し得るのであつて、又今日以上に強く之を行ふことは白人社會の爲めにも多くの場合には有利である。白人諸國か自他の爲めに有利なる此等の方法を講せずして徒らに有色人の移住を有害なりと云ふは誤つて

居る。濠洲が世界に卒先して最低勞銀制度を實行したのは有色人移民の勞働市場に於ける競争を防ぐ爲めてあつて、一面より云へば濠洲に有色人か來住したことか此の比較的徹底した社會政策を行ふことを促かしたのである。眞に世界の各人種各民族か平等の生存權を認めて互に之を尊重せんとするならば、從來の如く富豐の天然資源を領有する白人か有色人を排斥することに由て自己に優越の地位を獨占せんと努力する代りに、生活難に陥れる有色人をも收容して之と共に向上することに努力するの責任がある。是れ尙ほ一國內に於て男子か生理的優越を理由として女子を壓することに由り、又高級勞働者か文化的優越を理由として下層勞働者を排することに由り、獨占的利益を得んとするの不當にして、相互提携に由り全體の地位を向上するの必要なるを異らぬ。此移民排斥問題は我國の直接の利害より云へば、彼の諸大國の原始生産物の自由輸出問題の如く緊切なものとは云はれない。人口稠密の國は移民を出すことに由て幾分か人口の壓迫を緩和し得るが、併し之に由て著しく人口過剩問題の改善を望み得ることは、從來諸國の經驗に徴して明かである。又移民か新住地に至れば全然之と同化して其忠實なる社會構成分子となることに努力すべきは無論である。或は我國の移民か將來米國に於て養蠶製茶の如き事業を起し、之に由て我國の對米輸出貿易に妨害を加へる結果を生ずるかも知れぬ。元來移住なるものは移住者個人の向上の爲めに希望すべきことであり、之に由て直接に其本國の利益を増進することを目的とすべきものでない。此の如く我國か米濠其他の新開國に移民を出たことは、直接に我經濟上の重大利益の増進に必要なりと云はれぬが、而も尙ほ我國か飽くまで有色人排斥制度に反對すべき

所以は、此制限の存する限り眞に世界の平和か望まれないからである、白人か此制度を維持することに由り有色人を賤劣視するの態度を捨てざる限り、白人は有色人を尊重して其文化を理解せんとするの精神か起るを得ない。特に白人にして有色人を賤劣視するの思想か從來の如く頑強であるならば、今日國際聯盟を組織するも此聯盟か公平に人類全體の福利を増進するの機關とならず、白人か有色人を壓迫するの道具に墮落し、即ち白人全體の帝國主義の跋扈を助くる道具となるの危険か頗る大なるか爲めてある。

此の如く有色人排斥に反對することか人類全體の平和と進歩とを圖ると云ふ崇高なる目的を以てして初めて是認すべきものであるとすれば、一般有色人特に我國民は移民問題に付て大に反省せねばならぬ、從來我國には往々移民を以て領土擴張と同しく帝國主義の侵略手段の如く見做す者かあつたか、此の如き見解は絶體に拋棄せねばならぬ。若しも我國の移民にして此の如き思想を懷て移住せんとするならば、彼等は當然排斥せらるべき者である、獨逸か外國移住を以て獨逸主義を傳宣するの道具とし、移民も亦本國の帝國主義の道具となることに甘んずる傾向を生した爲め、各國は獨逸移民を恐ること甚しく、特に獨逸移民を多大に收容せる米國か此危険を絶滅するの必要より獨逸と戦ふに至つたことは曾て本誌にも論じた如くてある。吾人は我國より移民を出たすことに由り自から利すると同時に、成るべく世界人類の利益に貢獻すべく努めねばならぬ。此點より見れば我國か世界到る處に醜業婦を出して其風紀の紊亂を助長し、又東洋南洋に出動せる我か國民に甚た劣惡の分子か多く、其狀は恰も我國か此方面に詐欺的の粗造品を出し消費者

に意外の損失を蒙らしむると異らぬ。故に我國は有色人排斥に反對すると同時に、在外の劣惡出稼人を取締つて外國に損害を蒙らしむることを防ぐの責任を生ずる。

四 後進國に對する差別的待遇

先進國か後進國に對して不平等の待遇を爲すは、主として治外法權及片務的通商條約の形を以てするのである。我國が幕末以來如何に此不平等待遇の爲めに苦悶し又國民か此苦痛と屈辱とを脱して先進國と對等の交通を爲し得るか如くに有形無形萬般の進歩を爲すかため如何に努力したかは、何人の記憶にも尙ほ新なる所である。現に通商條約に至ては形式の上には兎も角、稅率の協定に付ては今尙ほ頗ふる片務的たるを免れない。故に我國か今頃新たに條約を結ぶに方つては、敢て我國の保護の程度を強ふするの必要はないが諸強國をして更に其門戸を開放せしめ、特に其植民地の門戸を開放せしむることを必要とする。

後進國に對する差別的待遇にして今後重要な世界的問題となり、又我國に甚深の關係を有するものは支那に對する列強の差別的待遇であるが、之に付ては治外法權問題と稅權問題とを分つて研究するを要する。先づ前者に付て見るに支那の政治組織は本來甚だ不完全なる上に又甚しく腐敗して居つて、支那に在住する外人の生命財産を保護するに足らない。故に外人は支那の内地に入り込みて支那人と雜居することを差控へ、一定の居留地を劃して其内に治外法權を行ふは已むを得ないのである。此制度に反對する者は往々に曰く、外人の支那に來るは敢て支那人が之を招

たいのではなく、生命財産の安固ならざるを知りつゝ、外人自から支那に入り來るのてある。然るに此外人は生命財産の保護の足らざるを理由とし、支那の獨立國たる體面を蹂躪して治外法權を行ふことは侵略的行爲に外ならぬと。併し乍ら個人か此世に生れた上は何れかの國の臣民となつて生活することを拒むを得ざるか如く、支那人も人類の一部分となつて之と共同生活を爲すことを拒むを得ざると同時に、之を爲すの權利を有する者である。世界何れの國民と雖とも所謂鎖國攘夷の權利を有たない。特に支那の如く全人類の生活に重要なる廣大の富源を有する國は、人類の爲めに之を開放し利用せしむるの責任がある。若しも支那にして世界的共同生活を拒むの權ありと主張するならば、是れ自から獨立國たるの權利を全然拋棄するものである。否な、人類の一部たる權利を拋棄するものである。従つて諸外國は之を侵略征服するの自由を有することゝなる。支那にして此の如く世界的共同生活を爲すの權利と義務とを有するものとすれば、支那は恰も過去に於ける我國の爲したるか如く、極力其制度文物を改善して文明國民と對等の交際をすの資格を造り、特に在住外人の生命財産を保護するの足るか如く其政治組織を改善せねばならぬ。

今日支那人普通の希望する所は速かに財産を造りて居留地に移り、外人の保護の下に安固なる生活を爲すことであると云はるゝか如き有様であつては、今日の儘にて直ちに治外法權の撤廢を要求することは出来ない。世界の各國民か平等の生存權を有すると云ふは、敢て各國に我儘勝手の權利ありと云ふことではなく、共同生活を爲すべき嚴肅なる責任あることを意味する、世界の一國民か自國民の生命財産を保護することさへも出来ないやうな醜惡蠻野の生活を營むの自由を有

させることは、恰も強大國か他國に對して軍國的侵略を行ふの自由を有せざると同様である。支那の如く自主能力の乏しき民族は殆んど凡て他の文明國の屬國となり、其文明國の統法の下に秩序的生活を營んで自主自立の能力を養成しつゝあるに反し、幸にして支那は他國に併呑せらるゝの運命を免れ、列國の同情の下に獨立を維持して居るのであるから、支那人たる者は大に反省して一日も早く秩序的の文明生活に進入すべく努力せねばならぬ、我國は支那と興廢を共にせざるを得ざるか如き、密接の關係を有するか故に支那か一日も早く文明國と對等の交際を爲し得るか如く進歩することを希望する。故に我國は消極的に何れの國も支那を侵略することを許るゝと同時に、積極的に支那の改造を援助せねばならぬ。然るに從來我國は此消極及積極的の援助に付ての努力の足らざるのみならず、往々にして支那の發展に不利を及ぼすか如き行動を爲しつゝあつたことは、予輩の本誌に屢切論した所である。

次に支那の稅權恢復問題に付て見るに、此恢復には獨立國たるの體面論と實質論との二つの根據がある。先づ體面論に付て云へば、支那の警察と司法との幼稚にして腐敗せるか爲めに在在外人の生命財産を保護するに足らざると同じく、支那の稅制と徵稅機關との紊亂せる爲めに、諸外國よりの輸入品に對して文明國共通の待遇を勵行することか困難となつて居る。今日文明國の一般に排斥する所の煩雜なる内地通過稅の存在するのみならず、徵稅機關の紊亂せる爲め往々にして内國品と輸入品との間に偏頗の待遇を爲す場合もある。今日の支那の關稅其物も外人の管理の下に在るか爲めに支那の一大財源となつて居るのであつて、若し之を支那人の手に一任するときは他の稅制と同様に紊亂に陥るを免れない。又支那の財政は腐敗浪費の爲め常に破産的狀態に陥つ

て居るが一面に支那國家の人民に對する權威の極めて微弱なる爲め充分に内地税を徵收することか困難となつて居る。故に若し支那か關稅に付て自主權を得たならば忽ちに無謀なる關稅の引上を行ひ、之か爲め其産業の振興を妨げ又國民の生活費の増加することを顧慮するに迫らなきに至るは多く疑を容れない。故に支那の經濟の發展の上より見ても濫用の危險の大なる關稅自主權を認むることは時機尙早の感なきを得ない。是れ吾人か今日支那の産業の振興を大に援助し、支那の識者をして今日の如く政治方面のみに熱中する代りに産業上にも活躍せしめ、其結果支那の政府も其産業の利益を尊重せざるを得ざるに至らしむることを以て、支那の關稅自主權の恢復の根本條件と認むる所以である。

現在列國か支那と締結せる片務的の通商條約の爲めに、列國は支那の輸出品の待遇に付き何等條約上の責任を有たない。併し支那の輸出品は主に原始生産物であつて、此の如き貨物は一般文明國に於て無稅輸入の待遇を與ふることを常とするから、支那は片務的條約の爲め其輸出品に付て不公平の待遇を受けて居るとは云はれない。是れ支那の稅權恢復の實質論か主に支那の外國輸入品に對する課稅權の問題、特に輸入稅率の引上問題として現はれて居る所以であるが此引上を主張する理由は國庫收入の増加を目的とする財政論と保護貿易論とである。支那の財政の改善には關稅引上よりも他に種々の急務のあることは茲に述べないが、更に國庫收入の上より見れば今日の五步稅に二步五厘の抵代稅を加へたる七步五厘の稅率は收入稅としては適當のものであつて、更に之を一割とし一割五步とするも收入の増加は之に伴はない。此の如き増稅は支那の産業發展の根本を爲す所の富源開發事業の進歩を害して、支那人の外國品購買力の増加を妨ぐることを

に由り輸入税収入の不振を生ずるのみならず、一方に此の如く税率を引上れば收入税か變して保護税となり、輸入品を排斥して關稅收入を減ずる結果となる。

近來支那に於て關稅引上の主張せらるゝ主なる根據は收入論よりも寧ろ保護貿易論であるやうに見へる。然るに支那の基本産業は農業鑛業等の原始産業であつて之を振興することか何よりも急務であるが、輸入工業品に重税を課することは原始産業の生産費と從業者の生活費とを増加して其振興を妨げる。支那の交通金融教育等の制度か一層整頓して居れば、輕微の保護税に由り能く工業を振興し得るか、今日は尙ほ萬般の制度か甚だ不備である。最も近來支那に於て外國の資本と技術と企業者との力に由り次第に工業か發達し、以て支那の經濟の向上を助けつゝあるが、此の如く外來の力に多く依頼する工業は敢て保護に由て之を援助するの必要はない。今後各國か保護貿易を探ることを絶對に否認するを得ないが、併し從來各國は帝國主義的見地より餘りに排外保護に熱中した爲めに世界の平和を危ふするに至つた。故に今後は各國か互に保護排外の程度を緩和して世界の平和を保つことに努めねばならぬ。支那の如く獨立能力の弱き國は何よりも世界の平和の確立を必要とする。然るに支那自身か排外保護に熱中して世界の平和を攪亂する原因を作らんとするは大なる誤りである。

從來支那人は自國の關稅か諸外國に比して特に低きことを不公平なりとして之か引上を要求した。然るに今回各國との協議に由り戰時の物價騰貴を斟酌して税率を改正し、現實五步即ち之に抵代税を加ふれば現實七步五厘の税率を行ふことゝなつた。戰爭以來世界の物價は二倍以上に騰貴し特に輸入品の騰貴率は數倍に達した場合か多く従つて我國を初めとして多くの國の輸入税率は

實際には大に低減したごとくなり、支那の現實五歩又は七歩五厘は之に比較して最早や特別に低いとは云はれない。加之保護貿易の見地よりすれば支那は一般文明國と異つて輸出税を課して居るが、原始生産物の輸出を主とする支那に在ては此輸出税が實際保護税の作用を爲しつゝある場合の少なからざることは争はれない。故に今日の支那は保護の程度が特別に低いと云ふことも出来ない。無論原始生産業の振興を重要視すべき支那に於て、此輸出税が甚だ有害であるのみならず廣大の天然資源を有する國は之を世界人類の爲めに開放すへしと云ふ原則より見て甚だ不當である。支那が財政上の理由より原始生産物の輸出を妨ぐる所の輸出税を設くる爲めに、假令へ無意識とは云へ經濟的帝國主義の一部を實行しつゝあるの現狀は一日に速かに之を除去することを要する。元來支那民族の理想の中で最も重要なものは平和主義であつて、今後世界人類の共同生活に對し支那民族が貢獻すべき事業としても、此平和主義を維持發展することか最も重要である。然るに今ま支那が新たに帝國主義を採つて保護貿易、天然資源閉鎖、原始生産物輸出制限の如き政策を組織的に實行せんとすることは、支那の最も貴重なる理想を滅却するものである。民族の理想の滅却は曠て其民族の廢頽衰亡を招かざるを得ない。只た晩近の支那か此の如く帝國主義的思想に傾き、此主義が慣用する所の消極的手段たる排外自給策に熱せんとするに至りし重大原因は、帝國主義を採れる世界の諸強國か支那を侵略せんとするか爲めてある。故に吾人は支那をして其本來の理想たる平和主義を行はしむる爲めには諸外國の支那侵略を防止せねばならぬ。之を防止することは平和主義に忠實なる世界諸國民の責任であるが、特に支那と存亡を共にするの運命を有する我國の重大責任である。